

申告書は自分で作成して申告期間内に提出を!

所得税および復興特別所得税・事業税・市県民税の申告は
2月17日(月)～3月16日(月)までに

贈与税の申告と納税は**3月16日(月)まで**

個人事業者の消費税・地方消費税の申告は**3月31日(火)まで**

問 い 合 わ せ

○所得税等、贈与税、消費税・地方消費税

岡山東税務署 ☎086-225-3141 岡山西税務署 ☎086-254-3411

西大寺税務署 ☎086-942-3815 瀬戸税務署 ☎086-952-1155

※所轄税務署で受け付けた電話は自動音声により転送します(所得税の申告に関する一般的なご相談、確定申告書などの用紙の発送は確定申告テレフォンセンターをご利用ください)。

○事業税 岡山県備前県民局 ☎086-233-9815

○市県民税 各区市税事務所 北区 ☎086-803-1176・1177 中区 ☎086-901-1609

東区 ☎086-944-5011 南区 ☎086-902-3511

所得税および復興特別所得税(以下、「所得税等」と記載)・贈与税・個人事業者の消費税等・事業税・市県民税の申告が始まります。

確定申告会場では、申告書をパソコンなどで作成する方法のアドバイスを行っています。

例年、申告会場は大変混み合いますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。

市県民税

申告会場	受付期間
北区市税事務所 (〒700-8544北區大供一丁目2番3号)	2月17日(月)～3月16日(月) 各日9時～17時 (土・日曜、振替休日を除く) ※お住まいの区の市税事務所での申告にご協力ください。 ※支所・地域センターでは受け付けていません。 ※申告書の提出は郵送可。 ※所得税等申告会場では、市県民税申告は受け付けていません。
中区市税事務所 (〒703-8544中區浜三丁目7番15号)	
東区市税事務所 (〒704-8555東區西大寺南一丁目2番4号)	
南区市税事務所 (〒702-8544南區浦安南町495番地5)	

※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は不要です(上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人は、市県民税税額決定通知が届くまでに市県民税の申告が別途必要)。

所得税等申告会場

■注意事項

各会場ともパソコンなどで申告書を作成していただきます。筆記用具、計算機などをご持参ください。

所得税等

申告会場	受付期間
岡山東税務署管内 ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階) (北区駅元町)	2月17日(月)～3月16日(月) 各日8時30分～16時 ※混雑状況によって16時以前に受付を終了する場合があります。 ※相談は17時まで 土・日曜、振替休日は受け付けていませんが、ママカリフォーラムに限り2月24日(休)、3月1日(日)に確定申告の相談、申告書の受付を行います。
岡山西税務署管内 ※税務署内には確定申告会場は設置していません。 ※駐車場は有料です。 ※西大寺、瀬戸税務署管内の人も利用できます。	
西大寺税務署管内 西大寺税務署 (東区西大寺中二丁目)	
瀬戸税務署管内 瀬戸税務署 (東区瀬戸町瀬戸)	

●上記設置期間以外は申告会場を設けていません。

2月17日(月)～3月16日(月)の期間で上記申告会場をご利用ください。

●ママカリフォーラムでは納税できません。

●各会場とも、公共交通機関を利用してください。

※マイナンバーカード申請相談コーナーを設置します

ママカリフォーラムでは、マイナンバーカード申請に関する相談を受け付けるほか、申請書の作成補助を行いますので、ご利用ください(カードの交付は行いません)。

◆実施期間 2月17日(月)～3月1日(日)の各日9時～16時

確定申告書作成は国税庁HPをご利用ください



～申告会場は大変混み合います。申告書の作成は、いつでも便利なパソコン・スマホから!～
 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、パソコン・スマホからe-Taxまたは郵送でご提出ください。

e-Taxによる提出方法

マイナンバーカードを使って送信

(用意するもの) ①マイナンバーカード
 ②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン

IDとパスワードで送信

ID、パスワードの取得は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署へお越しください。

★スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます

1月から、給与所得(年末調整未済や2カ所以上にも対応)がある人、年金収入などの雑所得がある人など、スマホ専用画面を利用できる人の範囲が広がりました。

【確定申告での注意事項】

○第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄は、住民税・事業税の算定に必要な内容ですので、該当する項目がある人は漏れなく記入してください。記載がない場合、算定する税額などに影響がある場合があります。

※配当や株式の譲渡所得のある人、ふるさと納税などの寄附をした人、給与・公的年金以外の所得に係る市県民税の徴収方法を選択する人などは、特に記入漏れにご注意ください。



確定申告・市県民税申告が必要なケース 申告時に持参いただくもの



申告を要するケース		必要な申告	
給与所得がある人	給与収入金額が2,000万円を超える人	確定申告	
	給与を2カ所以上からもらっている人		
	給与や退職所得以外の所得があり	その所得が20万円を超える人	市県民税申告
		その所得が20万円以下の人	
給与支払報告書が事業所から提出されていない人			
公的年金所得がある人	公的年金収入金額が400万円を超える人	確定申告	
	公的年金以外の所得があり	その所得が20万円を超える人	市県民税申告
		その所得が20万円以下の人	
	公的年金等支払報告書が年金支給者から提出されていない人		
事業所得や不動産所得などがある人	令和元年（平成31年）中の所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額から計算した所得税額から配当控除額などを差し引いた結果、残額がある人	確定申告	
	確定申告をしていない人で令和元年（平成31年）中の所得金額の合計額が	市県民税申告	
	①35万円を超える人（同一生計配偶者や扶養親族がいない人） ②35万円×（1＋同一生計配偶者数＋扶養親族数）＋21万円を超える人（同一生計配偶者または扶養親族がいる人）		

給与所得者や公的年金所得者で、次の人は申告することにより、
源泉徴収された所得税等が還付されたり、市県民税が減額される場合があります

- ・住宅借入金等特別控除を受ける人（令和元年（平成31年）中に住宅の購入や増改築などを行い、かつ一定の要件を満たしている人）
- ・医療費控除や寄附金控除を追加する人など
- ・年の途中で退職した人（源泉徴収された所得税等の還付を受ける人）

※市県民税申告書は、**令和2年1月1日**現在で居住する市区町村に提出してください。

申告時に持参いただくもの

- 印判（認印可）
- 申告する本人の身元確認書類（運転免許証など）と、個人番号確認書類（マイナンバー通知カードなど）
※マイナンバーカードであれば1枚の提示で両方の確認可
- ◎**社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について**
確定申告書・届出書（更正の請求書など）、市県民税申告書を提出する際には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。
- 同一生計配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要となるため、各人のマイナンバーの分かるもの
※本人以外の個人番号確認書類について、添付や提示の必要はありません。
- 確定申告書・市県民税申告書などが届いている人はその申告書など
- 給与や公的年金などの所得がある人は源泉徴収票の原本
- 医療費控除を受ける人は、次の書類（いずれかを選択）
 - ・従来の医療費控除の場合は医療費控除の明細書
医療保険者から交付を受けた医療費通知（所定の事項が記載されたもの）を添付すると、明細の記入を省略できます。
 - ・セルフメディケーション税制の場合はセルフメディケーション税制の明細書および健康診断などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
※「医療費控除の明細書」などは国税庁HPから入手可。

- 社会保険料控除を受ける人は、国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除証明書、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険などの保険料の支払金額が分かる書類
- 生命保険料・地震保険料控除を受ける人は支払保険料控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳または福祉事務所長が発行する認定書（要支援2以上の要介護認定を受けた高齢者〔65歳以上〕のうち、寝たきり、認知症など心身の状況により障害者控除対象者として認定された人が対象）など
- （代理人が申告する場合）代理権の確認できる書類および代理人の身元確認書類
- 以降は所得税等の確定申告のみ**
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、①土地・家屋の登記事項証明書、②請負契約書または売買契約書の写しなどで、土地・家屋の取得年月日・面積・取得価額などを明らかにする書類、③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など（増改築の場合には増改築工事証明書など）
- 還付申告をする人は、申告者本人名義の預貯金の金融機関名、支店名、口座番号の分かるもの

※雑損控除・寄附金控除を受ける人は、
税務署などにお問い合わせください。